

## ○豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱

実施 平成 21. 4. 1

沿革 平成 29. 4. 1 改定

### (目的)

**第 1 条** この要綱は、建築物に設置された排水槽等から発生する汚泥等の廃棄物処理の適正化を図るため、当該排水槽等の清掃等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 水洗便所等のし尿を含む排水をいう。
- (2) 雑排水 厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水をいう。
- (3) 排水槽 建築物から排除される汚水又は雑排水を集め、これをポンプによってくみ上げ排除するために貯留する槽をいう。
- (4) 排水槽設備 排水槽に付帯する阻集器、配水管その他の設備をいう。
- (5) 汚水槽 排水槽のうち、汚水を貯留するための槽をいう。
- (6) 雑排水槽 排水槽のうち、雑排水を貯留するための槽をいう。
- (7) 合併槽 排水槽のうち、汚水及び雑排水を併せて貯留するための槽をいう。
- (8) ビルピット 排水槽、汚水槽、雑排水槽、合併槽の総称をいう。

### (設置届出等)

**第 3 条** ビルピット（し尿を含むものに限る。以下、この条において同じ。）の管理者は、次の各号に掲げる内容を所定の様式により市長に提出するものとする。

- (1) ビルピットの使用を開始するとき ビルピット設置届（様式第 1 号）
- (2) ビルピットの管理者に変更があったとき ビルピット管理者変更届（様式第 2 号）
- (3) ビルピットの使用を廃止又は中止したとき ビルピット使用廃止・中止届（様式第 3 号）

2 前項の届出は、ビルピットの管理者から当該ビルピットの清掃等の委託を受けた事業者が、当該管理者に代わって行うことができる。

3 前項に規定する事業者は、市長の浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 3 5 条第 1 項に基づく浄化槽清掃業の許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業（ビルピット汚泥等（し尿を含むものに限る。）」の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）とする。

### (清掃届等)

**第 4 条** ビルピット（し尿を含むものに限る。）の清掃を実施する者は、当該ビルピットの清掃を実施する 7 日前までにビルピット清掃届（様式第 4 号）を、清掃終了時にはビルピット清掃完了届（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

2 廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 1 0 条に規定する実績報告は、様式第 6 号とし、各月ごとに、当該月の翌月 1 5 日までに提出するものとする。

### (清掃の基準等)

**第 5 条** ビルピットの清掃に当たっては空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成 15 年厚生労働省告示第 119 号）に従うとともに、次の各号に掲げる事項に基づき実施するものとする。

- (1) ビルピットの清掃に当たっては、除去物質の飛散防止、悪臭の発散防止、消毒等に配慮すること。
- (2) 阻集器で生じた油脂分が、ビルピットに流入しないよう措置を講ずること。
- (3) 清掃作業中の事故防止に留意すること。
- (4) 清掃に薬品を用いたときは、下水道施設等の機能を阻害し、若しくは、損傷することのないよう留意すること。
- (5) 前各号のほか、建築物における維持管理マニュアル（平成 20 年 1 月 25 日健衛発 0125001 号厚生労

働省健康局生活衛生課長通知) 第4章の排水槽の清掃の項の留意事項に配慮すること。

(汚泥等の処理)

第6条 ビルピットの清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、法に基づき、次により行うものとする。

- (1) 汚水槽及びその付帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、廃棄物の減量及び適正処理等に関する法律施行令(昭和46年厚生省令第35号。以下、この条において「法施行令」という。)第3条の規定によること。
- (2) 雑排水槽及びその付帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の付帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含まないものについては、産業廃棄物とし、法施行令第6条の規定によること。

2 前項の廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次により行うものとする。

- (1) 前項第1項に定める廃棄物の処理は、許可業者に委託すること。
- (2) 前項第2号に定める廃棄物の処理は、法第14条第1項及び第4項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有するものに委託すること。この場合において、法第12条第3項の規定により、法施行令第6条の2に定める基準に従うこと。

3 第1項第1号に規定する廃棄物は、市長が指定する中間処理施設に搬入するものとする。

(遵守事項)

第7条 許可業者は、法、関係法令及び本要綱を遵守し、市の指示に従うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際現に使用されているビルピットの第3条第1項の届出については、同項第1号中「ビルピットの使用を開始するとき」とあるのは、「この要綱の実施日の際現にビルピットが使用されているとき」と読み替えるものとし、当該ビルピットの設置届は、第4条第1項に基づくビルピット清掃届の提出時に提出することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

様式第1号（第3条関係）

## ビルピット設置届

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

住所

施設管理者 名前（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

㊟

連絡先電話番号

住所

清掃業者 名前（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

㊟

連絡先電話番号

豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱第3条の規定に基づき、ビルピットの設置を届出します。

設 置 年 月	年 月		
設 置 場 所	豊中市		
建 築 物 の 名 称			
建 築 物 の 用 途	<input type="checkbox"/> 住宅施設 <input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 店 舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校関係 <input type="checkbox"/> 作業所関係 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
ビルピットの概要	設置年月及び種類	年 月	<input type="checkbox"/> 排水槽 <input type="checkbox"/> 汚水槽 <input type="checkbox"/> 合併槽
	容 量	汚水槽等 m <sup>3</sup>	貯留層 m <sup>3</sup>
	設 備 等	油脂分の流入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	揚水ポンプ台数 台
環境衛生技術管理者 （特定建築物の場合）	（名前）		（連絡先電話番号）

※設置場所の位置図を添付してください。

## ビルピット管理者変更届

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

住所

施設管理者 名前（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）  
又は清掃業者

㊟

連絡先電話番号

豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱第3条の規定に基づき、ビルピットの管理者の変更を届出します。

設 置 場 所	豊中市	
建 築 物 の 名 称		
管 理 者	変更後	変更前
	(住所)	(住所)
	(名前、法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)	(名前、法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前)
	(連絡先電話番号)	(連絡先電話番号)
環境衛生技術管理者 (特定建築物の場合)	変更後	変更前
	(名前)	(名前)
変更 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(連絡先電話番号)	(連絡先電話番号)
変 更 年 月 日	年 月 日	

様式第3号（第3条関係）

ビルピット使用  廃止届  
 中止届

年 月 日

（あて先）豊中市長

住所

施設管理者 名前（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

㊟

連絡先電話番号

住所

清掃業者 名前（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

㊟

連絡先電話番号

豊中市建築物に設置された排水層等の清掃等に関する要綱第3条の規定に基づき、ビルピットの廃止・中止を届出します。

設置場所	豊中市		
建築物の名称			
ビルピットの概要	設置年月及び種類	年 月	<input type="checkbox"/> 排水槽 <input type="checkbox"/> 汚水槽 <input type="checkbox"/> 合併槽
	容量	汚水槽等 m <sup>3</sup>	貯留層 m <sup>3</sup>
環境衛生技術管理者 （特定建築物の場合）	(名前)	(連絡先電話番号)	
使用廃止日	年 月 日		
使用中止期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
使用廃止又は中止の理由			

※設置場所の位置図を添付してください。



## ビルピット清掃業務実績報告書

年 月 日

（あて先）豊 中 市 長

許可業者

住 所

名 前

㊟

（法人にあつては所在地、名称及び代表者の名前）

電話番号

廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第10条の規定により、 年 月分  
の業務実績を、次のとおり報告します。

清 掃 件 数		件
処 理 汚 泥 量	市施設	kl
	その他	kl
	計	kl
備 考		